

第5次二宮町行政改革大綱

(平成31年度～平成34年度)

平成31年3月

二 宮 町

目 次

I 改革の必要性	1
1 これまでの取り組み	1
2 町を取り巻く社会環境とその課題	2
3 新たな改革の必要性	2
II 大綱の基本的な考え方	3
1 取り組みの視点	3
2 取り組みの進行管理	3
3 取り組みの期間	3
III 改革の取り組み事項	4
3つの基本方針と取り組みの体系図	4
1 組織体制の強化	4
2 持続可能な財政の確立	5
3 多様な主体との協働	5

注記 「元号改正」に伴い、便宜上元号表記を「平成」とし、
平成31年5月以降は、新元号に読み替えます。

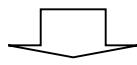
I 改革の必要性

1 これまでの取り組み

町民ニーズだけでなく社会情勢も大きく変化し続ける中で、二宮町総合計画基本構想で定める町の将来像を実現するため、町は事業効率を高めるとともに、時代の変化に的確に対応できる体力の強化や多様な主体との連携を深め、二宮らしい魅力あるまちづくりを進めるために行政改革を行ってきました。

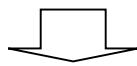
昭和 62 年 第 1 次行政改革大綱

- ・事務事業の見直し
- ・民間委託、OA化等事務改革の推進
- など



平成 8 年 第 2 次行政改革大綱

- ・組織・機構の見直し
- ・定員管理及び給与の適正化の推進
- など

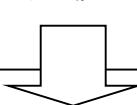


平成 18 年 集中改革プラン

- ・事務事業の再編・整理、廃止・統合
- ・第三セクターの見直し
- など



- ・人材育成の推進
- ・効率的な町施設の運営
- ・財政基盤の強化
- など



～ 3 つの基本方針～

組織体制の強化

持続可能な財政の確立

多様な主体との協働

○第 4 次行政改革の進捗状況

第 4 次行政改革は平成 29 年度実績時点において、34 の具体的な取り組みのうち、約 8 割が計画もしくは目標を達成しているが、約 2 割の分野で遅延が見られます。遅延分野も組織体制・財政・協働の推進と特定分野でないため、引き続き全体的な改革を進めていく必要があります。

2 町を取り巻く社会環境とその課題

全国的な人口減少が進み、それにともなう様々な問題が表面化する中、当町においても、平成26年に民間研究機関「日本創生会議」が示した、いわゆる消滅可能性都市の一つとされ、着実な人口減少と町財政や地域コミュニティなどで課題が浮き彫りになっています。

○少子高齢化の進展と地域コミュニティの希薄化

出生数の減少などによる自然減が多く、少子高齢化が着実に進展しています。また、今後さらなる過疎化により、いわゆる社会的弱者を支える地域コミュニティの力が衰退し、老老介護や独居高齢者の問題が増加する可能性があります。

○老朽化した公共施設の適正管理と人口規模に見合った組織への改編

現在、町には役場庁舎をはじめとする築40年を超える老朽化した施設が数多く点在し、施設の適正な維持・更新と管理運営方法などを検討する必要があります。また、人口減少などの時代背景に応じた、効率性を重視した組織体制についても考える必要があります。

○税収の減少と必要経費の増加による財政困窮

生産年齢人口の減少により町の歳入は確実に減少しますが、高齢者の増加による社会保障費や前述の施設管理経費といった必要経費は増加することが見込まれるため、町財政は引き続き厳しい状況が続くと考えられます。

○行政に求められるサービスの複雑・多様化

人口減少に伴う新たな課題とともに、地方への権限移譲や町民ニーズの多様化など、行政に求められるサービスも複雑・多様化してきています。その中で、町民や町民団体などの多様な主体との協働による町民力を生かしたまちづくりを進める仕組みを確立することが重要になっています。

3 新たな改革の必要性

人口減少問題に対し、町では平成28年3月に二宮町総合戦略を策定し、定住人口の確保や地域の魅力向上といった施策を展開していますが、確実に進む人口減少を見据え、各分野の課題を精査しつつ、より効率的・効果的な行政運営を行う体制の整備と、町民との協働によるまちづくりをより一層推進するため、新たな行政改革についても取り組む必要があります。

II 大綱の基本的な考え方

1 取り組みの視点

人口減少に起因する各課題に対応する町の体制構築とともに、第4次行政改革の達成状況を加味し、改革の成果を深化させ、効率を向上させる観点からも第4次行政改革と同様の3つの基本方針とします。

なお、取り組みについては、町を取り巻く環境の変化に対応させるとともに、新たな課題である役場新庁舎の建設や大規模町有地の利活用などを視野に、業務の効率化や財政の健全性の維持、協働のまちづくりの推進に資する実施内容を選定しています。

取り組みに伴う成果指標についても、短期的に把握できる成果や効果だけでなく、中長期的なスパンで現れる効果についても考慮し、取り組みの進捗や成果がわかりやすいものとなるよう設定します。

- | | |
|------|---|
| 基本方針 | 1. 組織体制の強化
2. 持続可能な財政の確立
3. 多様な主体との協働 |
|------|---|

2 取り組みの進行管理

この大綱に基づく行政改革の着実な推進を図るため、個別項目に対する具体的な取り組みに、進捗や成果がわかりやすいよう、可能な限り定量的な目標（成果指標）を設定し、定期的に見直すことで進行管理を行います。

また、改革における実効性を確保するため、毎年度の進行管理にあたっては、取り組みに対する課題や今後の見込みを含め、実施内容の見直しを行うとともに、実施状況を公表します。

最終年度には、外部委員会を設置し、改革の取り組みを総括したうえで、次の行政改革における取り組みに繋げていきます。

3 取り組みの期間

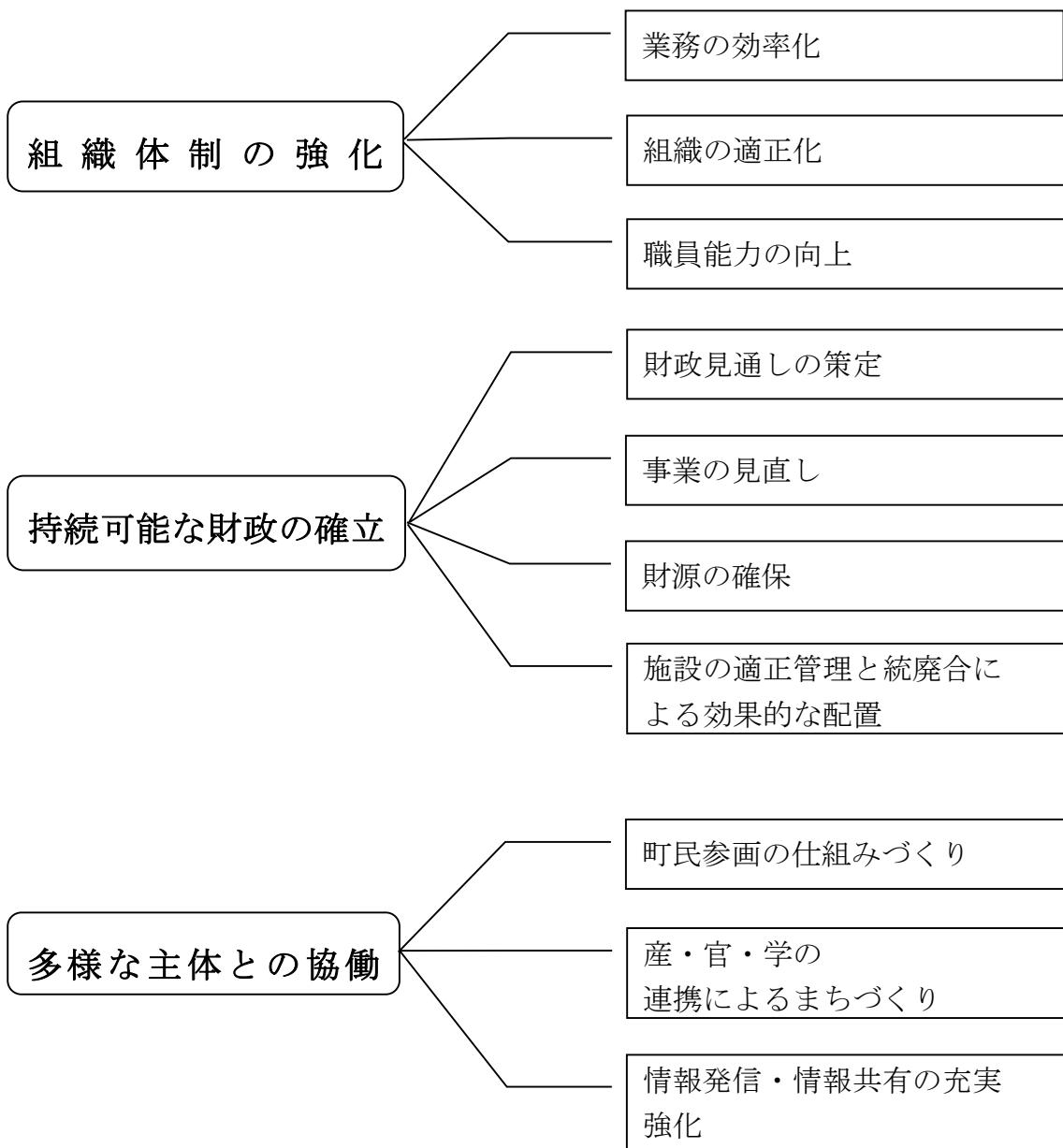
行政改革は、総合計画基本構想に掲げる町の将来像を実現するために、取り組むべき改革の方向を示した指針となります。

この行政運営の両輪とも言われる総合計画と連動させるため、総合計画の策定時期に合わせ、第5次行政改革の取り組み期間は、平成31年度から平成34年度までの4年間とします。

III 改革の取り組み事項

3つの基本方針と取り組みの体系図

この大綱では、これまでの行政改革の成果や町を取り巻く社会環境の変化、そして新たな課題を踏まえたうえで、第4次行政改革と同様の3つの基本方針と、この基本方針に対して新たに設定した11の個別項目を定め、取り組んでいきます。



1 組織体制の強化

社会状況や時代の変化により、今後も新たな行政課題が発生することが予想されます。これらの行政課題に的確かつ迅速に対応しつつ、時代に即した事業展開ができるよう、業務の効率化や組織力・職員能力の向上を図ります。

(1) 業務の効率化

町民サービスの向上を図るため、スケールメリットを生かした業務の集約や削減を目的として広域連携等を推進するほか、新庁舎への移転を視野に入れ、ICT を活用した業務の効率化を進めます。また、業務の課題等を踏まえ事業の取捨選択が可能となる仕組みの構築も進めます。

(2) 組織の適正化

行政機能を集約した新庁舎への移転を視野に入れつつ、社会状況の変化に応じた部署横断的で連携しやすい効率的な組織体制を構築するほか、円滑な業務遂行に必要な職員の適正配置に努め、多様な人材の活用などにより、組織の適正化を進めます。

(3) 職員能力の向上

人的資源の能力を伸ばすことで組織力の強化と町民サービスを向上させるため、人事交流の促進や効果的な研修の実施、人事評価による職員資質の向上など、組織的な人材育成を進めます。また、職場環境や働き方を見直し、職員のワーク・ライフ・バランスを実現することで、組織や業務の質的向上につなげます。

2 持続可能な財政の確立

人口減少に伴う歳入の縮小や、新庁舎建設や公共施設の再編といった大型事業が想定されるなか、健全な財政状況を維持するため、施設の統廃合による効果的な配置を進めつつ、歳出の削減と歳入の確保に取り組みます。

(1) 財政見通しの策定

大型事業が想定される中、歳入・歳出状況を的確に把握したうえで、健全な町債残高の維持を含めた中長期的な財政見通しを策定、公表することで適切な予算編成を進めるとともに、町民への町財政状況の情報共有を進めます。

(2) 事業の見直し

限られた財源の中で、多様化する町民ニーズに対応するため、業務内容を精査し、コア業務と周辺業務の振り分けを行い、窓口業務の委託化や指定管理制度の導入を推進します。

また、行政評価システムを見直し、必要とされる町民サービスを提供するため、時代の変化に即した事業の統廃合を進め、歳出の削減に努めます。

(3) 財源の確保

適正な課税と収納率の向上により、税負担の公平性を確保するとともに、適正な受益者負担による財源の確保に努めます。また、事業の実施に際し、民間を含む補助金を積極的に活用するなど、新たな財源の確保に努めます。

(4) 施設の適正管理と統廃合による効果的な配置

安全で安心な公共施設を効果的に配置するための公共施設再配置・有効活用実施計画に基づき、適切な維持管理を行うとともに、丁寧な対話による町民の理解や協力を得ながら、施設の統廃合・再配置を推進します。また、効率的な施設運営に努めるとともに、各施設の個別管理計画を策定し、中長期的な視点を持った施設管理を行います。

3 多様な主体との協働

様々な町民ニーズに的確かつ効果的に対応するため、多様な活動主体の優れたノウハウや活力を生かしながら施策や事業を展開する協働のまちづくりの仕組みを構築します。

(1) 町民参画の仕組みづくり

地域等で主体的に活動している公益性の高い地域活動に対し、その事業費について財政的支援を行ったり、団体間の交流を促進する仕組みを構築したりするなど、適切な支援を実施します。また、人口減少社会においても適切な地域コミュニティ活動が維持できるよう、地域との丁寧な話し合いのうえ、地区のあり方について検討を進めます。

(2) 産・官・学の連携によるまちづくり

企業や大学の専門性や枠組みに囚われることのない柔軟な発想を生かした効果的・効率的なまちづくりを進めるため、地元企業や近隣大学との連携体制を構築します。また、学生を中心にまちづくりに関心も持つてもらうため、インターンなどで参画できる機会を増やします。

(3) 情報発信・情報共有の充実強化

町の取り組みや制度を、効果的に情報を発信できる媒体に合わせ、わかりやすくタイムリーに伝える能力を向上させるとともに、庁内も含めた町民との情報共有の仕組みを充実・強化します。